

議 事 日 程 （ 第 2 号 ）

平成20年 3 月 7 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第17号 東白川村ふるさと思いやり基金条例について
- 日程第 3 議案第18号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第19号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第21号 東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 7 議案第22号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 9 議案第24号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第11 議案第26号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 東白川村後期高齢者医療に関する条例について
- 日程第16 議案第31号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第32号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第33号 東白川村国保診療所特別会計条例について
- 日程第19 議案第34号 平成20年度東白川村一般会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成20年度東白川村老人保健特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 平成20年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第24 議案第39号 平成20年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第25 議案第40号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高
総務課長	楯光一	村民課長	安江弘企
産業建設課長	松岡安幸	教育課長	安江宏
病院事務局長	安江裕尚	監査委員	安江正彦
教育委員会 課長補佐兼 教育係長	伊藤保夫		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

開議の宣告

議長（服田順次君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、4 番 安倍徹君、5 番 安江浩君を指名します。

議案第 17 号から議案第 26 号までについて（提案説明）

議長（服田順次君）

日程第 2、議案第 17 号 東白川村ふるさと思いやり基金条例についてから日程第 26、議案第 41 号 平成 20 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 25 件を昨日 3 月 6 日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

議案第 17 号 東白川村ふるさと思いやり基金条例について。東白川村ふるさと思いやり基金条例を別紙のとおり提出する。平成 20 年 3 月 6 日提出、東白川村長。

東白川村ふるさと思いやり基金条例。

第 1 条 この条例は、東白川村のむらづくりに対する寄附金を広く募り、その寄附金を財源として、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりを推進することを目的とする。

第 2 条 前条に規定する規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号とする。

- 1．美しい水と緑を保つ自然環境の保全に関する事業。
- 2．農山村の基盤である農地と山林を守るための事業。
- 3．引き継がれ守り続けたい村の歴史・文化の保全に関する事業。
- 4．安心して暮らせる福祉及び健康の推進に関する事業。
- 5．ふるさとの将来を託す子供の教育及び少子化対策に関する事業。

第 3 条 前条に規定する事業に充てるために寄附者から収受した寄附金を管理運用するため、東白川村ふるさと思いやり基金を設置する。

第 4 条 寄附者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから、みずからの寄附を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち前項に規定する指定がない寄附金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

第5条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄附された相当額で予算の定めるところによる。

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度、期末後1ヵ月以内に公表しなければならない。

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。以上です。

議長（服田順次君）

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案の朗読説明の前に、少し説明をさせていただきます。

議案第18号から議案第20号までの三つの議案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、平成19年の法律第44号でございますが、これにより平成19年5月16日に公布され、平成19年8月1日から施行されることに伴い、関連する村の条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案第18号から順次説明をさせていただきます。

議案第18号 東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページから一部改正の条例文を、また別冊の提出議案新旧対照表の3ページから詳細な説明資料を用意しておりますが、いずれも朗読説明は省略させていただきます。改正のあらましを申し上げ、説明とさせていただきます。

改正のあらましにつきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、勤務時間について、週20時間、週24時間、週25時間のいずれかの形態を選択し、請求は一月以上1年以下とし、小学校就学の式に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設を行うというものでございます。

議案の方へ戻っていただきまして、最後のページになりますけれども、附則としまして第1項で、施行期日を平成20年4月1日から。

第2項では、育児休業から復職した職員の号級の調整方法について、改正法の施行日（平成19年8月1日）以後に適用し、その日以前については従前の例によるものがございます。

第3項では、育児休業法の改正前から育児休業を取得して改正後に職務に復帰した場合に号級の調整をするための期間の算定方法について、改正法の施行日以前は育児休業期間の2分の1というものがございますが、以後については100分の100以下の換算率を乗じて得た期間とするというものでございます。

次に、議案第19号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

これにつきましても次のページから一部改正の条例案を、また別冊につきましても8ページから載せておりますけれども、改正のあらましを申し上げて説明とさせていただきます。

改正のあらまし。職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、常勤職員のまま、育児のため短時間勤務を認める制度を新たに導入するというものがございます。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

次に、議案第20号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

本議案につきましても次ページから改正条文を、また別冊の対照表の11ページから載せておりますけれども、これも説明を省略させていただきます、改正のあらましを申し上げます。

改正のあらまし。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員が常勤職員のまま、育児のための短時間勤務を認める制度を導入するものがございます。

議案の方へ戻っていただきまして、最後のページでございますが、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

次に、議案第21号 東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

朗読します。東白川村議会の議員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成20年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の152.5」とあるのは「100分の137.25」と「100分の177.5」とあるのは「100分の159.75」とする。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

5条の前段につきましても6月期の期末手当でございます、そこで100分の15.25を引き下げさ

せていただいております。それから、当該につきましては12月期の期末手当でございます、ここで100分の17.75ということで合わせて100分の33、10%相当の引き下げをさせていただくというものでございます。

次に議案第22号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるといふことで、区分「村長」の欄が、給料月額を61万8,000円にさせていただくものでございます。5%相当分の引き下げをさせていただくというものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議案第23号 東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例。平成20年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の191.25」と「100分の232.5」とあるのは「100分の209.25」とする。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

これも議員さんと同じように、前段が6月期の期末手当でございます、そこを100分の21.25、それから12月期につきましては100分の23.25、合わせて100分の44.5、10%相当の引き下げを言うものでございます。

議案第24号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「月額51万3,000円」を「月額49万8,000円」に改める。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

これにつきましては、教育長の給料月額を3%相当分引き下げさせていただくものでございます。

議案第25号 東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

東白川村教育長の平成20年度における期末手当の割合の特例に関する条例。平成20年度に限り、東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項

中「100分の212.5」とあるのは「100分の191.25」と「100分の232.5」とあるのは「100分の209.25」とする。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

これも、6月期におきまして100分の21.25、12月期におきまして100分の23.25、合わせて100分の44.5、10%相当の引き下げというものでございます。

議案第26号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について。東白川村課設置条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページから改正条文を載せておりますが、別冊の提出議案新旧対照表の15ページをお開きいただき、そちらで説明をさせていただきます。

東白川村課設置条例の新旧対照表、上が改正後でございまして、裏面をごらんいただきたいと思っております。

村民課のところでは第7項になりますが、住民福祉に関することにつきましては、下の旧の8項目から移ってきております。

それから、8の介護保険事業に関することは、旧の10項からでございます。

それから、10から13までの4項目につきましては、従来の下の3ページになっているところがありますが、16から19項の部分が産業建設の方から村民課の方へ移っております。

それから、改正前の10項の住宅及び建築確認に関することにつきましては、二つに分かれまして、産業建設課のところでは10項に村営住宅を除くという形で入っておりますし、もう一つは村民課のところの9項の村営住宅に関するものということで、こういうふうに二つに分かれております。

もとの方へ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（服田順次君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第27号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページを見ていただきまして、ここに改正条文を載せております。新旧対照表もつけておりますけれども、朗読を省略させていただいて、概要を説明させていただきたいと思っております。

第1条の改正のところ、「乳幼児」を「乳幼児等」というふうにつけるようになっておりますし、その2条の改正のところ「満6歳」を「満15歳」に改めるといような改正をしております。これにつきましては、福祉医療を中学校まで助成するというので、その年齢を引き上げた改正でございます。

その次の改正ですけれども、老人保健法というものが高齢者医療の確保に関する法律というふうになりましたので、その点で法律の改正を行ったものでございますので説明を省略させていただ

いて、最後の6ページになりますけれども、附則の説明をさせていただきたいと思います。

附則の1項のところでは施行期日を定めております。20年4月1日から施行するというふうに掲げておりますし、2項のところでは、今まで老人保健法で適用されておりました65歳から75歳未満の人で障害のある人が、今まで福祉医療として認定をされておった者については重度心身障害者とみなすということで、みなし規定を入れております。今まで適用されておった人には新たに申請をしていただく必要はございません。

それから3項の改正ですけれども、ここでは住所地特例のことを言っておるわけですが、20年9月30日までの間については住所がなくても受給者とするというふうに読みかえを規定しております。

それから、次のページの4項につきましては、新条例の施行前について必要な準備行為をさせていただくということで、中学生まで無料になりますので、その準備を施行前にさせていただくことを上げております。

次のページになりますけれども、議案第28号の説明をさせていただきます。

議案第28号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を出しております。これにつきましても新旧対照表を出しておりますが、説明資料で概略を説明させていただきます。

説明資料の表紙を開いていただいて3ページになると思いますけれども、国民健康保険料の賦課基準（概要）という説明資料を出しておりますけれども、ここで説明をさせていただきます。

国民健康保険の賦課につきましては、医療給付費分、それから今までは介護給付分と2通りで保険料の賦課をしておりましたけれども、一番上にありますように医療給付費分ですけれども、収入につきましては調整交付金と国庫をいただいた残りが基礎賦課額ということで、この基礎賦課額に対して、うちの場合はこの上にあります4方式、所得割、資産割、被保険者割、世帯割で保険料を賦課しております。今までは医療給付費と介護でかけておりましたけれども、ちょうど真ん中あたりにありますが、後期高齢者支援金分というものが新たに創設されました。今までは老人保健拠出金ということで老人保健の方へ支出をしておりましたけれども、今回の改正で後期高齢者支援金分ということで保険料を徴収し、拠出するような仕組みになりましたので、このちょうど真ん中になる部分の賦課をする条例改正でございます。条例改正の中で、ここだけで11条を追加しております。

限度額ですけれども、この資料の右の方に医療給付費等のところで限度額47万というふうになっておりますけれども、以前は56万でございました。これが47万になっております。その下にありません後期高齢者支援金分が12万ですので、今まで医療給付費分と後期高齢者を含めた額で56万であったものが、今回新たにこれが創設されたことによって59万ということで、被保険者の皆さんには少し不利になるような感じになります。後ほど予算の方で料率を据え置いたというような表現をして

おったと思いますけれども、今までの料率につきましては医療給付費分だけでしたけれども、後期高齢者支援金分を含めて19年度と同じになるような料率の見込みを立てております。

その下にあります介護納付金につきましては、今までもありましたので同じでございます。

改正条項の方へ戻っていただきまして、今の改正は主にその改正でございますし、そのほかに一部負担金でございますけれども、3歳未満の方については今まで医療機関へ行って2割の負担をしていただければよかったわけですが、これが緩和されまして、今度は6歳未満について2割ということで法改正が行われましたので改正条項に盛り込んでおりますし、それから葬祭費につきましては、今まで東白川村は4万円ございましたけれども、後期高齢者が創設されて、後期高齢者は5万円というふうになりました。県内の状況を調査しましたところのほとんどが5万円になるということで、うちも同じように5万円ということで改正をさせていただくようにしております。

あと、条項はたくさんありますけれども、後期高齢者医療制度の創設に伴う語句等の改正でございます。

改正条例の方の附則を見ていただきたいと思いますが、17ページになりますが、附則のところでは施行期日ですが、第1条で20年4月1日から適用するというので施行日を決めておりますし、第2条のところでは適用区分ということで、この条例の改正ですが、改正前については19年度までの保険料については従前の例によるということで適用区分を設けております。

次のページになりますけれども、次の条項を説明させていただきます。

議案第29号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページを見ていただいて、ここに改正条項を載せておりますけれども、朗読説明を省略をさせていただいて説明をさせていただきます。

附則のところでは施行期日を上げておりますけれども、20年4月1日から施行ということになっておりますし、2項のところでは平成20年度における保険料率の特例ということで、特例条項をここから載せておるわけですが、説明資料で説明をさせていただきます。

先ほど国保の説明をさせていただきました次のページに東白川村介護保険条例の一部を改正する条例の説明資料ということで載せております。これは、税制改正が行われまして激変緩和措置をとるということで、ここに税制改正の概要が書いてあるわけですが、上のところで公的年金控除の見直しということで、以前につきましては、年金支払い額140万までの人については所得はゼロでございました。しかし、その控除額が120万ということで低くなりましたので、今まで140万もらっておって所得がゼロであった人が、120万控除に変わったことによって20万所得がふえてしまうというふうになっておりました。

それから2番目ですが、老年者控除の廃止ということで、所得税の老年者控除48万がありましたけれども、これが廃止をされております。

それから、3番目のところで老年者非課税の廃止ということで、所得額125万以下の方については非課税となっておりますけれども、これが廃止になっております。これにつきましては、これ

だけ老人の方に不利になったということで、保険料が大幅に上がった分を緩和するという措置でございませう。その下にありますように、4段階への移行というふうになっております。真ん中あたり、すべての人の4段階への移行ということで、現在、20年度の適用で4段階にあるけれども、もし仮に税制改正がなかったらという見方で見るとは、1段階から4段階というふうに矢印がありますけれども、20年度は4段階であるけれども、もし税制改正がなければ1段階であった人については、20年度については3万6,000円だけれども2万9,880円にする。それから、2段階というふうにみなされる人については2万9,880円。その隣にあります3段階という人については、3万6,000円納めるんだけれども3万2,760円に緩和するというので、今まで18年、19年と2年間緩和が続いてきたわけですが、20年度ももう1年緩和措置をとるというふうになっております。

その下ですけれども5段階への移行ということで、これも今と同じように、5段階であるけれども税制改正が行われなければ1段階であった人ということで、20年度のところにそれぞれ金額を入れてありますけれども、このように緩和されるという改正でございませう。

本文の方へ戻っていただきまして、一番最後の適用区分のところで、この条例による改正後の東白川村介護保険条例の規定は20年度以後の保険料から適用し、19年度までの保険料については、なお従前の例によるというふうになっております。

次の議案を説明させていただきます。

議案第30号 東白川村後期高齢者医療に関する条例について。東白川村後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページから条例を載せております。全部の朗読は省略をさせていただいて、この条例に基づいて説明をさせていただきます。

第1条のところで、村が行う後期高齢者の事務を載せております。この中では、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもので事務を行うというふうにしてありますし、第2条のところで村が行う事務というふうにしてありますけれども、村で何を行うかということですが、とりあえず保険料の徴収は村で行います。

次に、後期高齢者医療の確保に関する法律施行令、その次の規則にありますけれども、次のページをめくっていただいて、6条及び7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務というふうに1号から8号まであるわけですが、事務については後期高齢者広域連合が行うわけですが、住民の皆さんに迷惑をかけないように村で申請書等の取り扱いを行うというふうにしてあります。

それから第3条のところで、保険料を徴収すべき被保険者ということで各号で定めてあります。1項のところでは、村に住所を有する被保険者から保険料を徴収するということになっております。2項から4項については住所地特例のことを言っております。この住所地特例につきましては、国保、介護保険と違まして広域連合は県単位ですので、県外に出た場合の住所地特例ということになりますので、国保ですと市町村をまたいだ場合に住所地特例になりますけれども、県単位の住所地特例ということになりますので、この点がちょっと違いますけれども、法律で定めるとい

うことで規定をしております。

第4条ですけれども、普通徴収による保険料の納期ということで定めております。普通徴収による納期については7月から翌年の3月までですけれども、9分の1に相当する額を毎月末までに納めるといふふうになっています。普通徴収以外の方については年金からの差し引きになりますので、7月以降、税金の支払い月が2ヵ月に1遍ですけれども、偶数月、年6回ということで徴収をすることになっています。

次のページですけれども、5条のところで保険料の督促手数料ということで、督促状1通につき100円というふうに規定をしております。

それから、6条につきましては延滞金のことをここで指定しておりますけれども、県内の市町村それぞれ延滞金が違ってはいけませんので、広域連合の方から指定がありましたように指定をしております。

5ページになりますけれども、第3章で罰則規定を掲げております。7条から9条にありますけれども、これも広域連合から県内が同じようになるということで指定をされております。

その次のページに附則を載せております。

第1条のところで、20年4月1日から施行するというようになっております。

第2条のところで、20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例ということでございますけれども、社会保険の被扶養者であった場合には、後期高齢に入る前までは保険料は納めなくてもよかったわけですけれども、こういう人についても保険料を納めなければいけないということで、保険料の徴収時期を、普通徴収ですと7月からということになりますけれども、10月からというふうに納期を半年をおくらせるような指定をされております。保険料率についても軽減をされますけれども、これは広域連合の方で定められております。

2項については読みかえ規定でございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、議案第31号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表、その他の住宅、清流荘の項の次に次のように加える。平西住宅、東白川村神土527番地の5。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行するというもので、新旧対照表の34ページ、終わりから2枚目になりますけれども、村営住宅の表があります。34ページの後ろ側の清流荘の次にこ

の平西住宅を加えるものでございます。平西住宅は病院の医師住宅のことでございまして、これを村営住宅として一般に貸し出せるように、この住宅に加えるものでございます。

その他住宅と村営住宅の二つに分かれていますけれども、村営住宅の方は国の住宅補助をもらって建てたものでございます。それ以外のものは、その他住宅というような感じにしております。この村営住宅では木曾渡だけが出ていますけれども、曲坂住宅、それからフラットハイムにつきましては、もう1個、別の条例で定めておりますので、この条例では木曾渡住宅になっています。今回、その他住宅の方にこの平西住宅を加えさせていただくものでございます。以上です。

議長（服田順次君）

教育課長 安江宏君。

教育課長（安江 宏君）

議案第32号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について。東白川村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次ページをごらんください。東白川村保育所条例の一部を改正する条例。東白川村保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項別表中、新旧対照表の1番最後のページをごらんいただきたいと思います。

この表は、東白川村保育所条例の1、別表でございます。保育料の徴収金基準額を所得税額で定めておりますが、今回、国が一部を改正することになりましたので、説明をさせていただきます。

改正案、第1階層で「生活保護法による被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、2階層、3階層は現行どおりでございまして、4階層、5階層、6階層、7階層、それぞれ現行「7万2,000円未満」「7万2,000円以上18万円未満」、6階層が「18万円以上45万9,000円未満」、7階層が「45万9,000円以上」となっていますものを、4階層を「4万円未満」、5階層を「4万円以上10万3,000円未満」、6階層「10万3,000円以上41万3,000円未満」、7階層を「41万3,000円以上」に改めるものでございます。理由は、定率減税の廃止、それから所得税の税源移譲に伴う改正でございます。御承知のように、所得税が減額されておりますので、それに伴う改正を段階的に進めてきたものでございます。

条例の方へ戻っていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月分の保育料から適用する。

なお、この関係によりまして村の保育料の改正は伴いませんので、据え置き扱いでございます。以上です。

議長（服田順次君）

病院事務局長 安江裕尚君。

病院事務局長（安江裕尚君）

議案第33号 東白川村国保診療所特別会計条例について。東白川村国保診療所特別会計条例を別紙のとおり提出する。平成20年3月6日提出、東白川村長。

次のページですが、東白川村国保診療所特別会計条例。

第1条 地方自治法第209条第2項の規定により、東白川村国保診療所事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

第2条 この会計においては、国保診療所事業収入、補助金、分担金、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、国保診療所事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

第3条 この会計において、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、議案第34号からは、こちらの薄い方の冊子の平成20年度東白川村予算書の方で朗読説明していきます。

1ページからお願いいたします。

議案第34号 平成20年度東白川村一般会計予算。平成20年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

3ページからでございますが、第1表 歳入歳出予算。歳入でございますが、款、項、金額となっておりますが、それぞれ款の合計の金額だけ朗読をしてみたいです。

1款村税2億860万円、2款地方譲与税3,000万円、3款利子割交付金50万円、4款配当割交付金10万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金2,500万円、7款自動車取得税交付金1,700万円、8款地方特例交付金103万円、9款地方交付税9億1,800万円、11款分担金及び負担金2,393万円、12款使用料及び手数料6,924万円、13款国庫支出金3,456万円、14款県支出金

1億1,770万円、15款財産収入1,261万円、16款寄附金1万円、18款繰越金1億2,547万円、19款諸収入925万円、20款村債1億4,190万円、歳入の合計は17億3,500万円でございます。

歳出でございます。1款議会費3,246万円、2款総務費2億7,754万円、3款民生費3億2,113万円、4款衛生費2億7,596万円、6款農林水産業費1億7,682万円、7款商工費3,049万円、8款土木費6,772万円、9款消防費8,358万円、10款教育費1億3,706万円、12款公債費3億3,124万円、14款予備費100万円、歳出の合計、17億3,500万円でございます。

第2表 債務負担行為。事項は、庁用車(軽トラック)でございます。期間は平成21年度から平成24年度まで、限度額は158万4,000円でございます。

第3表 地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法となっております。

一般公共事業180万円。起債の方法については普通貸借。利率は4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法。政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合には、その債権者と調整するものによる。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができる。

以下、起債の方法、利率、償還については一緒でございますので、目的と限度額だけ朗読します。

一般廃棄物対策事業590万円、過疎対策事業5,710万円、県振興貸付金事業360万円、臨時財政対策事業7,350万円。

次に国民健康保険特別会計予算でございます。

議案第35号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成20年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,840万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

11ページをお願いします。第1表でございます。まず歳入でございますが、国民健康保険料8,472万9,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款国庫支出金1億190万3,000円、4款療養給付費交付金202万3,000円、5款前期高齢者交付金8,240万9,000円、6款県支出金1,777万円、7款共同事業交付金4,933万7,000円、8款財産収入4万円、9款繰入金1,300万8,000円、10款繰越金685万4,000円、11款諸収入31万7,000円、歳入合計は3億5,840万円。

歳出でございます。1款総務費520万1,000円、2款保険給付費2億3,715万6,000円、3款後期高齢者支援金等3,802万3,000円、4款前期高齢者納付金等3万7,000円、5款老人保健拠出金1,111万6,000円、6款介護給付金1,313万4,000円、7款共同事業拠出金4,934万7,000円、8款保健事業費313万6,000円、9款基金積立金4万円、10款諸支出金21万円、11款予備費100万円、歳出の合計3億5,840万でございます。

続いて老人保健特別会計です。

議案第36号 平成20年度東白川村老人保健特別会計予算。平成20年度東白川村老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,660万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

16ページをお願いします。第1表でございます。歳入、1款支払基金交付金1,814万円、2款国庫支出金1,200万円、3款県支出金300万円、4款繰入金320万円、5款繰越金25万円、6款諸収入1万円、歳入の合計3,660万円です。

歳出、1款総務費30万2,000円、2款医療諸費3,614万8,000円、3款諸支出金5万円、4款予備費10万円、合計3,660万円でございます。

次に介護保険特別会計です。

議案第37号 平成20年度東白川村介護保険特別会計予算。平成20年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,480万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

19ページ、第1表でございます。歳入、1款保険料3,557万2,000円、2款使用料及び手数料8,000円、3款国庫支出金5,864万6,000円、4款支払基金交付金6,944万6,000円、5款県支出金3,246万4,000円、6款繰入金3,784万2,000円、7款繰越金41万8,000円、8款諸収入40万3,000円、10款財産収入1,000円、歳入合計2億3,480万円でございます。

歳出でございます。1款総務費743万1,000円、2款保険給付費2億2,276万4,000円、3款財政安定化基金拠出金23万円、4款基金積立金1,000円、5款地域支援事業費423万4,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金3万円、8款予備費10万円、歳出の合計2億3,480万円でございます。

続いて簡易水道特別会計です。

議案第38号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成20年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,870万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

24ページをお願いいたします。第1表、歳入、1款使用料及び手数料5,002万円、2款繰入金8,610万円、3款繰越金257万9,000円、4款財産収入1,000円、諸収入ゼロ、歳入合計は1億3,870万円でございます。

歳出でございます。1款総務費1,334万7,000円、2款簡易水道事業費50万円、3款施設維持管理費1,670万7,000円、4款公債費1億794万6,000円、5款予備費20万円、歳出の合計1億3,870万円

でございます。

次に下水道特別会計です。

議案第39号 平成20年度東白川村下水道特別会計予算。平成20年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,090万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

第1表でございます。歳入、1款使用料及び手数料745万5,000万円、2款繰入金1,219万2,000万円、3款繰越金125万2,000円、4款財産収入1,000円、歳入の合計は2,090万円でございます。

歳出、1款総務費611万1,000円、2款施設維持管理費542万7,000円、3款公債費926万2,000円、4款予備費10万円、歳出合計は2,090万円でございます。

次に国保診療所特別会計です。

議案第40号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成20年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成20年3月6日提出、東白川村長。

30ページをお願いします。第1表でございます。歳入、1款診療収入2億1,747万円、2款使用料及び手数料115万6,000円、4款財産収入1,000円、5款繰入金6,676万円、7款諸収入1,661万3,000円、歳入の合計3億200万円。

歳出、1款総務費2,900万円、2款医業費2億6,189万7,000円、3款基金積立金10万円、4款公債費1,090万3,000円、5款予備費10万円、歳出合計3億200万円であります。

次、後期高齢者医療特別会計予算。

議案第41号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月6日提出、東白川村長。

33ページからですが、第1表、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料1,945万9,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金16万3,000円、4款繰入金1,536万8,000円、歳入合計3,500万円。

歳出、1款総務費178万2,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,282万7,000円、3款保健事業費28万1,000円、4款諸支出金1万円、5款予備費10万円、歳出合計3,500万円。以上でございます。

議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。8日、9日は休日につき、また10日は全員協議会のため、11日は中学校卒業式のため、8日から11日までの4日間、休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月8日から11日までの4日間を休会とすることを決定しました。

10日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

12日は、午前9時30分から全員協議会を午前中に行い、昼、午後1時から本会議を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日はこれで延会とします。

午前10時45分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員